

長与中学校部活動後援会 規約

第1条 (名称および事務局)

本会は長与中学校部活動後援会と称し、事務局を長与中学校に置く。

第2条 (目的)

本会は長与中学校生徒の自主活動を助長、援助し、中学生としての健全な心身の発達をはかるとともに、健全な社会人としての育成に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は会の目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 部活動の自主活動を援助する。
- (2) 各部活動の練習、競技会への参加、援助、および指導を行う。
- (3) その他、本会目的達成に必要な事業。

第4条 (会員)

本会は部活動に参加を希望する生徒の保護者、およびこの会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第5条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- 会長 1名 (PTA会長)
- 副会長 2名 (PTA副会長2名)
- 監査 2名 (PTA)
- 庶務 若干名
- 顧問 (学校長)

第6条 (役員の仕事)

本会の役員は、次の仕事を行う。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代理とする。
- (3) 本部役員及び庶務は、本会の業務および会計を行う。
- (4) 監査は、本会の業務および経理を監査し、報告する。
- (5) 顧問は、学校教育との関連において会に助言する。

第7条 (役員の仕事)

本会の役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。仕事をすぎても後任者が決定するまでは、その任にあたるものとする。

第8条 (役員を選出)

- (1) 会長は、長与中学校PTA会長が兼務とする。
- (2) 副会長は、長与中学校PTA副会長の中から2名を会長が委嘱する。
- (3) 各部長・副部長は各部活動の会員の中から互選し、会長が委嘱する。
- (4) 監査はPTA監査が兼務する。
- (5) 顧問は、学校長に会長が委嘱する。

第9条 (部の構成)

- (1) 各部活動は、部活動部員の保護者で構成する。
- (2) 各部活動に部長、副部長各1名をおく。
- (3) 部長は、部活動顧問と連携を密にし、部の運営にあたる。

第10条 (会議)

- (1) 総会は、年度当初に開き、役員・予算・決算・規約改正・その他必要事項を決める。必要に応じ、会長は臨時に総会を召集することができる。
- (2) 理事会は、監査をのぞく役員で構成し、会長がこれを召集し会の運営事項を協議する。
- (3) 役員会は、会長・副会長・庶務・会計・顧問で構成し、会長がこれを召集し、会の運営事項を協議する。
- (4) 部会は、必要に応じ部長が召集することができる。

第11条 (会計)

- (1) 本会の経費は、補助金、会費ならびに寄付金とする。
- (2) 会費は年度当初に決定する。部活動に加入する生徒の保護者で納入する。
- (3) 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第12条 (予算・決算)

本会の予算は総会において議決し、決算は監査を経て、総会に報告し承認を得るものとする。

第13条 (規約改正)

本会の規約改正において、出席者の過半数の賛成により成立する。

第14条 (その他)

本会の運営の細部にわたる事項は、本規約に反しない範囲において、理事会の承認を得て、細則として会長がこれを定める。

第15条 (発効)

本規約は、昭和56年5月1日より実施する。

平成17年5月13日(第5条、第6条、及び第8条を一部改定)

平成20年5月16日(第1条、第3条、第4条、第5条、第8条、第9条、及び第11条を一部改定)

平成29年4月28日(第1条を一部改定)

令和5年4月28日(第5条、第8条、及び第11条を一部改定)